

# 三鷹市総合防災訓練(メイン会場)に参加して 災害への備えを!

☎防災課☎内線2283

**日時** 11月8日(日)  
午後0時30分～2時30分(雨天決行)

**会場** 五小



三鷹市防災キャラクター「じじよまる」



AED操作体験

いざという時に備えて、市では毎年各地区で総合防災訓練を行っています。今年も、地域防災の担い手である中学生ら若い世代に向けた訓練を、多数実施する予定です。この機会に、若い方から年配の方までが「自分たちのまちは自分たちで守る」という思いを一つにして、災害による被害を最小限にするため、事前の備えを万全にしましょう。さらに、メイン会場では警察・消防などの防災関係機関だけでなく、医療機関や応急復旧機関などの全面的な協力のもと、参加体験型の訓練を多数取りそろえています。実際に体験し、防災行動力や知識を身に付けましょう。

## 主な参加体験型の訓練内容

- ◆災害時医療救護所体験訓練 災害時医療救護所や傷病者パネルを用いてトリアージを体験
- ◆避難所体験訓練 体育館で避難所生活を体験。自宅での備えも学べます
- ◆炊き出し訓練 五小オヤジの会によるカレーの炊き出し
- ◆地震体験訓練 起震車で大地震の揺れを再現し、自宅での身の守り方を体験
- ◆防災啓発ブース
  - ◇保健・福祉エリア 高齢者や障がい者、外国人ら、災害時に配慮が必要な方への手助けの仕方の習得など。車いす搬送や、要配慮者疑似体験も実施
  - ◇救助・応急復旧エリア 工具を使用した自助・共助による救助方法の習得など
  - ◇情報・ライフラインエリア 防災機関の災害活動の紹介、伝言ダイヤルの操作、ガスの復帰操作など
- ◆防災わくわくイベント 児童向けの防災クイズ&スタンプラリーやバケツリレー、「火事だ!」大声コンテストなど、楽しく防災を学べます



応急救護

## そのほかの会場の総合防災訓練

地区	実施日	実施時間	会場
新川 中原	10月 24日(土)	午後1時30分 ～3時30分	五中
西部	11月 1日(日)	午前10時 ～正午	井口コミュニティ センター
連雀 駅前			七小 三小
大沢	11月 8日(日)	午前10時 ～正午	羽沢小

※東部地区は終了しました。



## 平成28年度 学童保育所の入所申し込み

☎児童青少年課(市役所4階41番窓口)☎内線2712

28年4月に新1～3年生になるお子さんで、①保護者が就労などのため下校後(午後6時まで、延長保育は7時まで)の育成を必要とする児童、②現在、市内学童保育所に在籍中で、28年4月以降も引き続き入所を希望する児童  
 11月27日(金)～12月10日(木)午前9時30分～午後4時(11月30日・12月7日の月曜日を除く。土・日曜日でも受付)に必要書類を三鷹市公会堂さんさん館へ

### ◆障がいのあるお子さんの入所申し込み

28年4月に新1～4年生になる障がいのあるお子さん(4年生は3年生において学童保育所に入所している児童)で、保護者の就労などのため下校後(午後6時まで、延長保育は7時まで)の育成を必要とする児童  
 10月30日(金)～11月5日(木)午前9時～午後5時(正午～午後1時・11月3日(祝)を除く。10月31日(土)・11月1日(日)は午前9時～正午)に必要書類を同課へ  
 ※申込用紙は同課、三鷹市社会福祉協議会、市政窓口、市内の学童保育所・保育園・幼稚園、北野ハピネスセンター(障がいのあるお子さんのみ)で配布しています。



## 平成28年度 保育園などの入園申し込み

☎子ども育成課(市役所4階45番窓口)☎内線2732

28年4月1日からの入・転園を希望する方(27年度の入園を待機中の方を含む)  
 ※これから生まれるお子さんは、申込後、2月4日(木)までに生まれた方が対象です。  
 12月1日(火)～6日(日)・8日(火)～10日(木)午前9時30分～午後4時(土・日曜日でも受付)に必要書類を三鷹市公会堂さんさん館へ  
 ※入園案内は同課、市政窓口、認可保育園、のびのびひろば、すくすくひろばで配布しています。

### ◆障がいのあるお子さんの入園申し込み

障がいの程度が軽・中度で、市立保育園で集団保育が可能な0～5歳のお子さん若干名  
 10月19日(月)～23日(金)に必要書類を同課へ  
 ※入園申し込みには当たっては、事前に北野ハピネスセンター☎48-6331へご相談ください。

### ◆市外の保育園の入園申し込みも、受付は三鷹市です

入園を希望する自治体の締切日の10日前までに同課へ。必要書類など、くわしくは申込先の自治体にご確認ください

## 国勢調査

### 2015の 回答期限が 迫っています

10月1日を基準日として国勢調査を全国一斉に実施しています。調査への回答がお済みでない場合は、10月20日(火)までに郵送提出用封筒(切手不要)に記入済みの調査票を入れて郵便ポストに投函(とうかん)してください。

なお、すでに配布済みのID・パスワードを用いたインターネットによる回答期限が10月20日まで延長されましたので併せてご利用ください。

※ID・パスワードの配布漏れなどは、同コールセンターまでお問い合わせください。

☎三鷹市国勢調査コールセンター☎49-3601、企画経営課統計係☎内線2118

## 社会保障・税番号(マイナンバー)制度をかたる不審な問い合わせにご注意ください



国のマイナンバーの広報キャラクター「マイナちゃん」

☎番号制度推進本部事務局☎内線2192

社会保障・税番号(マイナンバー)制度導入に伴い、みなさんのマイナンバーをお知らせする「通知カード」を、11月以降、世帯ごとに簡易書留(転送不要扱い)でお届けします。この制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得、金品の要求などが全国的に発生しています。国や自治体などの公的機関が、マイナンバー制度に関連して個人情報を聞き出したり、金品を要求することはありませんので、十分ご注意ください。

### 困ったときはご相談ください

マイナンバーを法律や条例で定められた社会保障・税・災害対策の各分野の事務以外の目的で取得・提供することは禁止されています。不審な問い合わせを受けて不安な場合は、絶対にその場で応じず、消費者庁の消費者ホットライン☎188へ相談するか、110番通報してください。

### こんな問い合わせ(電話、電子メール、訪問など)には要注意!

- 国や自治体など公的機関を名乗り、金融機関の口座番号や資産に関する情報を聞き出そうとする電話や訪問
  - 「総務省」「マイナンバー確定のお知らせ」などとかたって手続きを求め、不正なウェブサイトへ誘導して個人情報を詐取したり、パソコンなどの機器をウイルスに感染させたりする電子メール、インターネット広告など
  - マイナンバーの管理サービスをかたり、個人情報を聞き出そうとしたり費用を要求したりする電話や訪問
- ※複数の人物が電話をかけてきます巧妙な手口も報告されていますので、ご注意ください。

人をだますなどして他人のマイナンバーを取得すると、法律により処罰されます。なお、不正な提供依頼に対し誤って自分のマイナンバーを知らせてしまっても、知らせた側が刑事責任を問われることはありません。